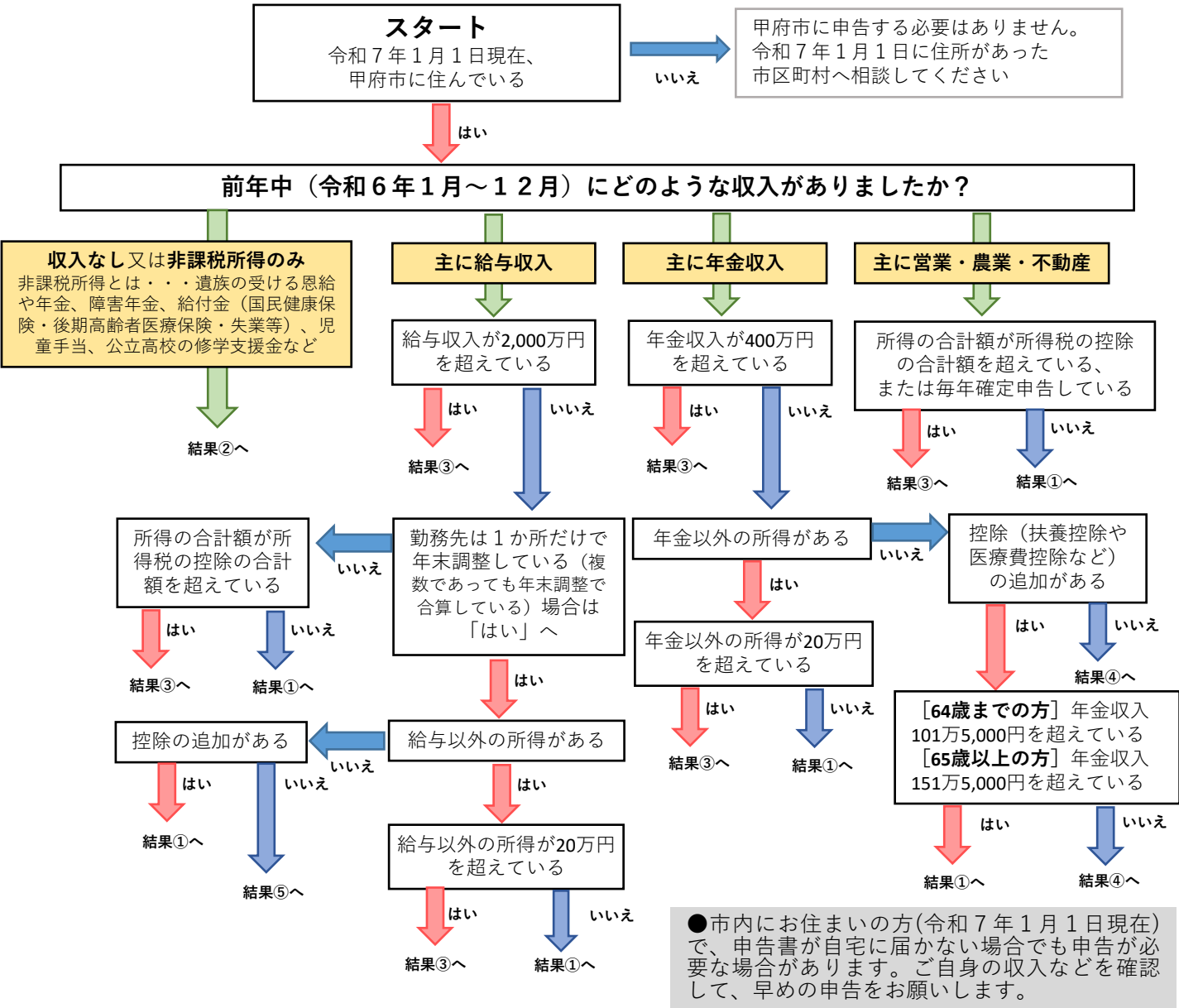


あなたの申告は必要？

フローチャートを参考に確認してください。
※フローチャートは一般的な例を示しています。ご自身の状況によって変わる場合もありますので、ご不明な点はお問い合わせください。



①	市・県民税の申告 が必要です	所得税源泉徴収済みで、申告によって所得税の還付を受ける際は、確定申告が必要です。 確定申告をした方は、市県民税の申告は必要ありません。
②	市・県民税の申告 が必要です	「※」・・・次のいずれかに該当する方は必ず【収入なし】の申告をしてください。 ・税証明等が必要な人 ・国民健康保険に加入している方 ・後期高齢者医療保険に加入している方 ・お子さまを保育園・認定こども園等に預ける方 ・介護保険第一号被保険者(65歳以上の方) ・児童手当・児童扶養手当・特別障害者手当・障害児童福祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶 養手当を受給されている方、障がい者に関するサービスを利用される方、ひとり親家庭や重度心 身障がい者など医療費助成の認定を受けている方 ・自立支援医療受給者証の申請をされる方 ・20歳前の障がいによって障害基礎年金を受給していて、毎年7月に現況届を提出する方 ・課税(非課税)証明書・所得証明書などを必要とする方 ※甲府市内に住んでいる人の扶養親族として 申告されている人を除く
③	所得税の確定申告 が必要です	所得税の確定申告をすれば、市県民税の申告は必要ありません。 なお、所得税確定申告の「住民税・事業税に関する事項」欄に、該当する事項・金額があれば必 ず記入してください。
④	所得税の確定申告・市県民税の申告は、必要ありません。	
⑤	勤務先から甲府市に「給与支払報告書」が提出されている場合は、所得税の確定申告・市県民税の申告は、必要ありま せん（提出されているか不明の場合は、勤務先に連絡してください。）	